

千葉県健康づくり推進事業所認証マーク使用取扱基準

1 使用目的

「千葉県健康づくり推進事業所」として認証を受けた事業所は、認証期間中は認証区分に応じた認証マークを使用し、認証事業所であることを広報することができる。

2 認証マークの意味

当該認証区分の千葉県健康づくり推進事業所に認証されていることを示している。

3 認証マークの提供方法

電子データ（JPEG形式）より提供する。（WEBから複製することを禁止する）

4 使用・表示可能媒体

- (1) 封筒や資料などの用紙類
- (2) 従業員が使用する名刺や名札
- (3) 事業所が開設しているWEBサイト
- (4) 看板、ポスター、広告など事業所のPR媒体
- (5) その他、市が認めるもの

5 使用上の遵守事項

- (1) デザインマニュアル（裏面）に従って使用すること
- (2) これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 以下の場合、使用をとりやめること
 - ①認証を取り消したとき
 - ②有効期限を超過したとき
 - ③千葉市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき
 - ④法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき
 - ⑤特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
 - ⑥「千葉県健康づくり推進事業所」のイメージを損なうおそれのあるとき
 - ⑦その他、市が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき

6 デザインマニュアル

- (1) 認証マークには、それぞれ下記のとおり指定色が設定してあるため、使用の際には必ず下記の指定色に従うこと。また、縦・横寸法の比率についても図示のとおりとし、加工しないこと。
- (2) 認証区分に応じた認証マークを使用すること。

〈カラー表示の場合〉



〈認証区分に応じたマーク〉



〈モノクロ表示の場合〉



〈認証区分に応じたマーク〉



附 則

- 1 千葉県健康づくり推進事業所認証実施要領（令和2年4月1日施行）において認証を受けた事業所については、令和6年10月31日まで認証区分を伴わない認証マークを使用することができるものとする。
- 2 この基準は、令和5年7月1日から施行する。